

東シナ海のみならず、朝鮮半島まできな臭くなってきた。さる11月23日勤労感謝の日、北朝鮮が、黄海上北方限界線(NLL)境界に近い韓国・延坪島を砲撃し、韓国海兵大隊も応戦した。これにより軍人及び民間人に各2名の死者が発生した。米・韓軍は、28日から4日間の日程で北朝鮮威嚇の軍事演習を実施し、12月にも実施予定である。

韓国が反撃した北朝鮮ケモリ基地附近の衛星写真を見てコメントして欲しいとの依頼があり、日テレ真相報道バンキシャ(28日午後6時放映)に出演した。



さて、本事件に係る政府の対応の拙劣さ、それを批判のみする野党の対応を見て情けなくなるのは小生のみか？日本の政治の貧困さの証明なのか？危機感が全く感じられない。

空白の70分だとか、非難声明の発出が遅い、閣僚会合が遅いとか、与野党党首会談は中身が無かった等と、我が国の政治の貧困さを証明しているようだ。批判の一つ一つは何れも御尤もだろうが、……。政治家は本来

の仕事をして頂きたいものだ。

政府は情報収集と警戒の強化しか言わないが、この国家的危機事態にどのように対処するのかを真剣に議論すべきである。最悪の事態を想定して、準備すべき・措置すべき事項を明確にして、所要の体制をとらねばならない。

足の引っ張り合いをしている余裕はない筈だ。何故にこんなに低俗なのか、腹立たしい限りである。悲憤慷慨するのみでは意味ないので、何を検討すべきかを列挙し、読者諸氏というか政治家諸氏の覚醒を願うものである。

## 1 朝鮮半島有事の日米間の戦略調整を速やかに実施せよ！

日本の果たすべき役割は、如何なる支援を為し得るか、為すべきかに関する戦略調整を当然為すべきである。それは事態が惹起してからでは遅い。危機の予兆があった時点では為されねばならない。水面下で調整がなされつつあると信じたいが、それは願望に過ぎないだろうし、現政権に期待するなど絶望的だ。政治家が主導権と言うかイニシアチブを発揮してやって貰いたい。

本来、このような戦略調整は平素から積み重ねられるべきものであるが、如何せん、危機感の乏しい我が国では、如何にも泥縄にならざるを得ない。それであっても、やらぬよりはマシである。

それにしても、解決すべき課題が多い。以下にそれらを概説する。

## 2 朝鮮半島で作戦する在日米軍や在日米軍を支援する我が国に対して如何なる脅威が在りうるのか、それらに対して如何に対処するのか？ 自衛隊は、警察は？

### (1) 在日米軍基地や施設等に対する攻撃

法的には警察も自衛隊も基地の警護は可能である。総理大臣の命により、日本国内にある駐留米軍施設や自衛隊施設が破壊されるおそれがある場合等に、これを警護するために警護出動(自衛隊法81条の2)が出来る。警護・警備には云うまでもなく、大部隊が必要である。

仮にある駐屯地・基地を100名単位の中隊クラスで担任させたとすれば、200個以上ある駐屯地・基地に1個中隊配備するだけで2万名が必要となる。重要度に応じて配備する勢力は変化もし、ローテーションを組めば2倍3倍は必要だ。更に維持管理の部隊考えれば途方もない数字になるのは歴然である。

(2) 核恫喝や弾道ミサイル防衛

日本に対して、米軍に対する支援を中止すべく核やミサイルの発射をちらつかせて恫喝することも十分に考えられる。米国の核抑止が十分に機能しておればいいが・・・

我が国として座して死を待つべきではなく、敵基地攻撃を可能とする枠組みと能力について喫緊に検討して結論を得るべきである。

(3) 我が国の政経中枢等に対する攻撃

ゲリラやテロリストによる攻撃や騒擾を予期すべきであろう。また、弾道ミサイルによる威嚇や攻撃もなしとはしない。在日米軍施設や自衛隊施設については、自衛隊が警護出動により対処できるが、これ等以外については自衛隊による警護は認められていない。果たして、現状で妥当か、ゲリラやテロリストの脅威は警察力で対応出来るのだろうか？ 防衛出動や治安出動が下令されればそれなりの対応は出来ようが、それらが発動される以前の段階では手を拱いていなければならない。それが許されるのか？警察との密接な連携が必要であるのは当然であるが、余り手を縛らない方が良い。自衛隊を抑制的に運用することがさも善であるかのような現在の法体系は早急に改善されるべきだ。

(4) 周辺事態法に基づく支援

周辺事態とは、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態である。この際の対応の基本原則は、「周辺事態に際して、適切かつ迅速に、①後方地域支援、②後方地域捜索救助活動、③「船舶検査活動法」に規定する船舶検査活動④その他の周辺事態に対応するため必要な措置を実施して、我が国の平和及び安全の確保に努めるということである。

- ① 周辺事態の認定、基本計画の策定、国会承認の一連の手続きの迅速な実施
- ② 地方公共団体や民間の協力に対する期待度は？
- ③ 自衛官の武器使用に関する規定の妥当性は？

3 在韓邦人の引き上げ等は？

外務省のHPによれば、2009年10月現在の在韓邦人数は、3万名弱である。これらの全てではないとしても、何割かの邦人が一時的にでも日本への帰還を望むことが予測される。更には観光や商用で一時的に滞滞在する邦人も相当数に上ると見られる。

これら在韓邦人の如何にして帰還させるのか、難しい問題である。Japan-Flagである民の航空機や船舶を利用できないとすれば自衛隊を運用するか或いは米軍に依頼する？危険な地域には日の丸飛行機を運航出来ないのであれば、軍に頼るしかあるまい。そんな余力や余裕があるのか？何を優先させるのか？等々課題は多い。

また、朝鮮半島から避難してくる韓国やその他の国の市民に如何に対処するか？誰が、如何なる権限で、何を行うか？それは可能か？国際貢献という意味においても我が国がなし得る貢献であると思料する。

#### 4 大量の避難民対策は？

朝鮮半島の難を逃れる人々は、基本的には、中朝国境やDMZを超え、或いは船舶により中国・韓国の海岸を目指し、中国や韓国に殺到するだろう。然しながら、そのうちの幾らか、万から数十万単位或いはそれ以上が危険を犯して日本を目指さないという保証はない。このような大量難民に我が国は対応出来るのだろうか？幾つかの問題点を指摘しておきたい。

①大量難民流入に関する国家としての基本方針は？

飽くまでも流入を阻止するのか、人道的観点から保護するのか？

②阻止するとした場合 どの附近で誰が担当するのか、対応し得る能力はあるのか？

領海の内・外？海保の任務だが、能力上問題は？海自は？

領土内では警察 能力上対応可能か、陸自は？

③保護又は収容した難民の管理は？ 入管当局では無理では？

④武装した難民或いはゲリラ等の混入への対応は 誰が如何にして選別するのか？

⑤当局の網を漏れて侵入した難民の確保と事後の対処？

⑥略奪や暴行が起きた場合の対応？

⑦ゲリラやコマンドウが潜入した場合は？

#### 5 集団的自衛権

集団的自衛権とは、政府見解によれば、「自国と密接な関係にある外国への武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力で阻止できる権利」と規定されている。国連憲章第51条で規定されている自衛権であるが、日本政府の解釈は、「日本は国際法上、集団的自衛権を保有するが、憲法9条の『国際紛争を解決する手段としては武力の行使を永久に放棄する』との規定により、その行使が認められていない」としている。

所謂日本有事の場合には基本的に問題はないとされているが、日本周辺有事の場合において、日本の領土防衛以外のために活動する米軍への支援が、集団的自衛権の行使に該当するかどうかについて政府は、「米軍の武力行使との『一体性』の有無によって判断するとしている。

未だに神学的論争が続いており、寂しい限りである。目睫にある危機に対応できないではないか？権利はあるが使えない権利という如何にも日本的な論理はいい加減に放擲すべきである。